

生産環境総合対策事業実施要領の制定について

〔 21 生産第 10204 号
平成 22 年 4 月 1 日
生産局長通知 〕

改正 平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10769 号

生産環境総合対策事業について、生産環境総合対策事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生産第 10202 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、生産環境総合対策事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いする。

なお、これに伴い、農業生産地球温暖化総合対策事業実施要領（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生産第 9735 号生産局長通知）、有機農業総合支援対策実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9837 号生産局長通知）及び施肥体系緊急転換対策事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 生産第 9626 号生産局長通知）は廃止したので御了知願いたい。

また、貴局管内の都府県知事及び地方農政事務所長には、貴職から通知されたい。

(別紙)

生産環境総合対策事業実施要領

本事業は、次に掲げる事業から構成され、生産環境総合対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10202号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、第1の事業にあつては別記1により、第2の事業にあつては別記2により、第3の事業にあつては別記3により、実施するものとする。

第1 農業生産地球温暖化対策事業：別記1

1 地球温暖化防止策

(1) 土壌が有する地球温暖化防止機能の活用

土壌由来温室効果ガス・土壌炭素調査事業（全国推進事業）

(2) 施設園芸の温室効果ガス排出削減対策

ア 先進的省エネルギー加温設備等導入事業（地区推進事業）

イ 施設園芸省エネルギー新技術等開発支援事業（全国推進事業）

2 地球温暖化適応策

地球温暖化戦略的対応体制確立事業（全国推進事業）

第2 有機農業総合支援事業：別記2

1 有機農業参入促進対策

有機農業参入促進事業（全国推進事業）

2 有機農業普及啓発対策

有機農業普及啓発事業（全国推進事業）

3 有機農業調査支援対策

有機農業調査事業（全国推進事業）

4 有機農業栽培技術体系化促進対策

(1) 有機農業基礎データ作成事業（全国推進事業）

(2) 有機農業標準栽培技術指導書作成事業（全国推進事業）

第3 農業生産環境対策事業：別記3

1 全国調査及び指導體制等強化対策

(1) 輸入原料安定確保調査等事業（全国推進事業）

(2) 効率的施肥に係る技術情報等の収集・提供事業（全国推進事業）

(3) 減肥基準策定に向けたデータ収集事業（全国推進事業）

(4) エコファーマーネットワーク整備事業（全国推進事業）

- (5) 施肥指導体制強化事業（地区推進事業）
- (6) 全国指導者育成研修事業（全国推進事業）

2 地域支援対策

土壌診断実施体制強化事業（地区推進事業）

3 広域支援対策

地域有機資源肥料化推進事業（地区推進事業）

附則

- 1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 農業生産地球温暖化総合対策事業実施要領（平成20年4月1日付け19生産第9735号生産局長通知）、有機農業総合支援対策実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9837号生産局長通知）及び施肥体系緊急転換対策事業実施要領（平成21年4月1日付け20生産第9626号生産局長通知）は廃止する。
- 3 2により廃止した事業実施要領に基づき平成21年度までに実施された事業の実施状況の報告及び評価については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度までに実施された事業については、なお従前の例によるものとする。